

福岡市の特別支援教育推進体制の構想



※1 専門家チーム：教育・心理・医学などの専門家で構成され、指導主事を中心に各学校への巡回教育支援を実施します。
 ※2 自立活動：言語障がい、行動や情緒面で特別な指導が必要な場合、発達教育センターで専門的な指導を実施します。
 ※3 副籍制度：特別支援学校に在籍する子どもたちが、居住地の学校に副次的に籍を置き、交流教育を推進します。

◆福岡市の相談機関一覧

施設名	相談内容	住所	電話番号
発達教育センター	特別支援教育全般	中央区地行浜2-1-6	092-845-0015
こども総合相談センター(えがお館)	子どもに関する総合相談	中央区地行浜2-1-28	092-832-7100
発達障がい者支援センター(ゆうゆうセンター)	発達障がい全般	中央区地行浜2-1-6	092-845-0040
心身障がい福祉センター(あいあいセンター)	就学前期を中心とする療育相談	中央区長浜1-2-8	092-721-1611
西部療育センター	就学前期を中心とする療育相談	西区内浜1-5-54	092-883-7161
東福岡特別支援学校	学齢期における相談(東区担当)	東区青葉3-8-1	092-691-5402
南福岡特別支援学校	〃(博多区担当)	博多区西月隈5-6-1	092-581-2242
若久特別支援学校	〃(南区担当)	南区若久2-3-13	092-551-2652
福岡中央特別支援学校	〃(中央区担当)	中央区地行浜2-1-18	092-847-2789
屋形原特別支援学校	〃(城南区担当)	南区屋形原2-31-1	092-565-4901
生の松原特別支援学校	〃(早良区担当)	西区野方7-825	092-812-0151
今津特別支援学校	〃(西区担当)	西区今津5413	092-806-8181

一人一人のニーズに応じた教育の実現を目指して

学校が変わります。特別支援教育がスタートしました！

平成19年4月1日より「学校教育法等の一部を改正する法律」が施行され、これまでの**特殊教育**が、「**特別支援教育**」としてスタートしました。

◆特別支援教育とは

これまでの障がい児教育(特殊教育)の対象の障がいだけでなく、知的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものです。
 さらに、特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の実現をめざしています。

これからの特別支援教育

- 名称が変わりました。
 ◎盲・聾・養護学校 → 特別支援学校
 ◎特殊学級 → 特別支援学級
- 特別支援学校が特別支援教育のセンターとして、小・中学校等への支援を行います。
 特別支援教育コーディネーターが中心となって、各学校の特別支援教育を推進します。
- 一人一人の教育的ニーズに応じた支援を学校全体で推進
- 医療や福祉等の関係機関と連携

<特別支援教育の充実>

- 特別支援学校
 知的障がい特別支援学校：5校
 病弱特別支援学校：1校
 肢体不自由特別支援学校：2校
- 特別支援学級
 小学校146校中、69校に設置(設置率47%)
 中学校68校中、39校に設置(設置率57%)
- 通級指導教室
 小学校：8校に設置
 中学校：2校に設置

● これらの学校や学級、教室で、約2,300名の子どもたちが学んでいます。【平成19年5月1日】

特別支援教育の対象

特別支援学校、特別支援学級で学ぶ子どもたち
 +
 通常の学級で学ぶ発達障がいのある子どもたち

福岡 タローくんの学校では



学校生活
 ★国語や算数は、ゆっくり、ほくのペースで教えてもらっているんだ。
 ★体育や音楽は、たくさんのお友達と一緒にだよ。
 ★交流学級のジローくんとは、家が近くなので土・日は一緒に遊んでいます。

担任の先生

★「よくできたね」ということはかけが大事…笑顔でがんばります。「なにしてるの！だめじゃない！」という否定的なことばは禁句。
 ★タローくんのがんばって取り組む姿は、交流学級の友達には、よいお手本になっています。

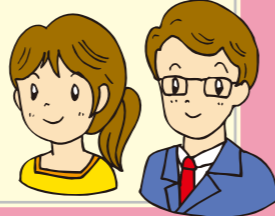


お父さん・お母さん

★これからも、みんなと仲良く、そして自分らしく生きてほしいです。

学校のおともだち

★タローくんは、いつも、みんなを元気にしてくれます。

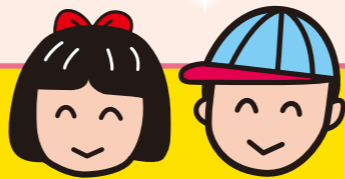


みんなで認め合い支え合って



地域の皆様へ

- 障がいのある子どもたちを地域行事へお誘い下さい。
- 障がいのある子どもたちが参加できるよう、行事の工夫をお願いします。
- 障がいについて正しい理解啓発が進むよう、地域での研修をお願いします。
- 学校公開週間の折には、特別支援学校・特別支援学級の参観をお願いします。



発達障がい

Q.こんな様子が見られませんか？

- 文中のことばや行を抜かしたり、繰り返して読んだりしてしまう
- 形を写すことや地図を描くことが難しい
- 整理整頓がうまくできなかつたり、プリントをすぐになくしたりしてしまう
- 気持ちを共感することが難しい
- 気が散って、最後まで集中して取り組めない
- みんなと楽しく遊びたいけれど、ルールが分からなくなってしまう
- 落ち着きがなくウロウロしたり、いつも手足を動かしている
- 順番を待つことが難しい
- ずっと自分の話をして人の話を聞かない



…その子のよき理解者に！

- 自分のよい点に気づかせ、伸ばしましょう。
- 困ったときに、助けを求める力を育てましょう。
- 「できた」という経験をたくさん積み、自信を持たせましょう。
- その場にあったふるまい方を具体的に教え、認めてほめて伸ばしましょう。

教育や周囲の対応によって、本人の生活の「困り感」は、軽減されます。早期発見、早期支援が求められています。

発達障がいとは…

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、LD(学習障がい)、ADHD(注意欠陥多動性障がい)その他これに類する脳機能の障がいをさします。

- 脳の微細な部分がうまく働かないことが原因と考えられています。
- 通常低年齢において発現し、言語の障がい、協調運動の障がいなどが見られます。
- 本人の努力不足や親の育て方によって、引き起こされるものではありません。

※「発達障害者支援法」平成17年4月1日施行

LD(学習障がい)とは

得意なことは年齢相応にできるのに

- ①聞く ②話す ③読む ④書く ⑤計算する ⑥推論する

これらの能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難が見られます。

ADHD(注意欠陥多動性障がい)とは

年齢には不釣り合いな、

- ①不注意 ②衝動性 ③多動性

を特徴とする行動が見られ、日常の学習や生活場面で支障をきたすような行動が見られます。

高機能自閉症とは

知的な遅れを伴わない自閉症をいいます。

- ①人との社会的関係をつくるのがうまくできない
- ②コミュニケーションがうまくとれない
- ③興味・関心がせまく、こだわり等によって、学習や生活場面で困難が見られます。

特別な支援を必要とする子どもたち

